

## 沖縄県土木建築部工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県財務規則(昭和47年規則第12号。以下「財務規則」という。)第113条及び第114条の規定に基づき、土木建築部が執行する工事の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 財務規則第113条に規定する契約担当者から検査を命ぜられた者
- (2) 監督職員 財務規則第112条に規定する契約担当者から監督を命ぜられた者
- (3) 請負者 財務規則第106条に規定に基づいて、建設工事請負契約約款(平成9年告示第317号。以下「契約約款」という。)の規定により、工事の請負契約を締結した者

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 一部完成検査 設計図書において工事の完成に先だって引渡し受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という)がある場合において、当該部分を確認するための検査
- (3) 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査
- (4) 中間検査 工事の施工の途中において、必要と認めて指定する部分の検査

(検査の準備)

第4条 監督職員は、検査に際して、自ら又は請負者に指示して次に掲げるものを準備しなければならない。

- (1) 請負契約書、設計図書、その他必要とされるもの
- (2) 施工管理資料等(施工計画、出来形管理、品質管理、写真管理、工事関係書類等)
- (3) 検査に必要な用具(測量機器、シュミットハンマー等)
- (4) 必要により現地の測点、距離、幅員、厚さ等の検査範囲及び構造物の出来形寸法の表示等
- (5) その他検査員が必要と認める資料及び用具等

(検査の立会)

第5条 検査員が検査を行う場合は、当該工事の監督職員及び請負者又はその現場代理人並びに主任技術者等(主任技術者又は監理技術者その他必要な専門技術者をいう。以下同じ)は、その場に立ち会わなければならない。

(指示権限)

第6条 検査員は、工事の検査に必要な事項について、監督職員又は請負者に対して指示することができる。

(検査の方法)

第7条 検査員は、工事請負契約書及び設計図書その他関係書類に基づいて、実地に検査を行わなければならない。

2 検査員は、実地について明視することができない地下又は水中等で外部から検査することが困難な部分については、当該部分の施工中の写真その他の資料により検査を行うことができる。

(検査員の心得)

第8条 検査員は、厳正かつ公正に検査を行わなければならない。

(検査の命令)

第9条 技術管理室長は、所属の検査担当職員に対し、工事の検査を命じるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則(昭和50年規則第67号)第5条の規定により、かいで執行する工事の完成検査又は監督する工事の既済部分検査については、所長が所属の検査担当職員に命じるものとする。
- 3 技術管理室長又は所長は、所属の検査担当職員に検査を命じることができない特別な理由がある場合は、その他の職員に検査を命じることができる。
- 4 検査の命令は、検査ごとに行う。

(検査調書及び復命書)

第10条 検査員は、検査(中間検査を除く)を終了したときは、財務規則第113条第5項の規定により検査調書を作成し、完成検査の場合は、完成検査工事費内訳書(第1号様式)を、既済部分検査の場合は、既済部分検査工事費内訳書(第2号様式)を添付して、契約担当者に提出しなければならない。

- 2 一部完成検査の検査調書及び工事費内訳書については、前項の検査調書及び完成検査工事費内訳書(第1号様式)の様式を準用する。
- 3 検査員は、検査を終了したときは、工事検査復命書(第3号様式)を作成し、技術管理室長又は所長に復命しなければならない。

(工事検査合格通知書)

第11条 検査員は、完成検査の結果、完成したことを認めるときは、工事検査合格通知書(第4号様式)を作成し、契約担当者に提出しなければならない。

- 2 契約担当者は、契約約款第31条第2項の規定に基づき、工事の請負者に対し、当該、工事検査合格通知書(第4号様式)を交付するものとする。

(工事目的物の引き渡し)

第12条 請負者は、工事検査合格通知書(第4号様式)を受領したときには、引渡書(第5号様式)を作成し、契約担当者に当該工事目的物を引き渡さなければならない。

(工事の手直し)

第13条 検査員は、検査の結果、工事の手直しをする必要があると認めるときは、監督職員及び請負者に対し、補修指示書(第6号様式)により通知するものとする。

- 2 監督職員は、前項の通知を受けたときは、直ちに当該工事の請負者に対し、工事の手直しを命じなければならない。
- 3 請負者は、前項により手直し指示があった場合は、すみやかに手直し工事を施工しなければならない。
- 4 請負者は、手直し工事が完了したときは、補修完了報告書(第7号様式)を監督職員に提出しなければならない。

(再検査)

第14条 検査員は、前項第2項に規定する工事の手直しについて、請負者から監督職員を経由して補修完了報告書(第7号様式)が提出されたときは、これを受領し、再検査を行うものとする。

(破壊検査)

第15条 検査員は、検査にあたり必要があると認めたときは、破壊検査(掘削及び工事材料の抜き取りを含む。)を行い、その内容を確認するものとする。

(県補助工事の確認検査の準用)

第16条 沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年規則第102号)による補助事業に係る工事の確認検査については、別に定めるもののほか、この要領を準用する。

ただし、この場合における検査調書は、県補助工事確認検査調書(第8号様式)によるものとする。

(補則)

第17条 企画開発部地域・離島振興局宮古支庁土木建築課及び八重山支庁土木建築課が執行する請負工事においてもこの要領を適用するものとし、両課は土木建築部のかいと同様に扱うものとする。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。